

北九州市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）給付事業の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 支援金は、エネルギーや原材料の価格高騰等の影響を強く受けている社会福祉施設等に対し、サービスの質を確保するために必要な経費の一部を支援することにより、利用者等への安定したサービスを確保することを目的とする。

(給付の対象及び区分)

第3条 支援金の給付対象者は、令和6年12月1日（以下「基準日」という。）において、北九州市内に次項に規定する事業を行う事業所等を設置又は運営する者とする。ただし、令和7年3月31日までに当該事業を休止又は廃止した者（休止又は廃止の届出の有無に関わらず、運営の実態がない者を含む。）を除く。

2 支給の対象となる事業及び区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所等 別表1の左欄に掲げるサービス種別の事業を行う事業所で、同表右欄に掲げる区分
- (2) 障害福祉サービス事業所等 別表2の左欄に掲げるサービス種別の事業を行う事業所で、同表右欄に掲げる区分
- (3) 保護施設等 別表3の左欄に掲げるサービス種別の事業を行う事業所で、同表右欄に掲げる区分

(支援金の算定方法)

第4条 支援金の額は、介護サービス事業所等及び保護施設等については別表4、障害福祉サービス事業所等については別表5の左欄に掲げる事業種別、電気及びガスの契約種別ごとに定める単価に、基準日における当該事業所の定員の数を乗じた額とする。ただし、訪問系事業所の支援金の額は、同表に定める額とする。

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の期限は、令和7年6月30日とする。

(給付の条件)

第6条 次に掲げる者が設置又は運営する事業所は、支援金の給付の対象としない。

- (1) 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 北九州市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (3) 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 北九州市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づき暴力団排除措置を講じるための対象者として福岡県警察から北九州市への通報がなされ、5年を経過しない者及び団体
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
(給付の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により申請者から提出された支援金給付申請書を審査し、支援金を給付することが適当であると認めたときは、給付を決定し、支援金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、決定及び確定した支援金の額並びに支援金の給付について条件を付した場合にはその条件を、別に定める様式により申請者に通知する。

(給付金の支払)

第8条 市長は、前条第2項の規定による通知を行った後、速やかに当該申請者に対し、支援金を支払うものとする。

(決定の取り消し)

第9条 市長は、第7条第2項の規定による通知を行った後に、第5条の規定による申請の内容等が、次の各号のいずれかに該当するときには、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により支援金の給付を受けたとき
- (2) 第6条に規定する給付の条件に違反したとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したと認められるとき

- 2 前項の規定による給付の決定の取り消しを受けたことにより、申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(支援金の返還)

第10条 前条第1項の規定により支援金の給付の決定の全部又は一部の取り消しを受けた申請者は、給付を受けた支援金のうち、取り消しに係る部分に対する支援金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。ただし、令和4年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。ただし、令和5年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。ただし、令和5年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。ただし、令和6年12月1日から適用する。

別表1（介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法関係）

サービス種別	区 分
介護老人福祉施設	入所系事業所
介護老人保健施設	
介護医療院	
認知症対応型共同生活介護	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
ケアハウス	
生活支援ハウス	
有料老人ホーム（※1）	
サービス付き高齢者向け住宅（※2）	
短期入所生活介護（※3）	
短期入所療養介護（※3）	
通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む。）	通所系事業所
通所リハビリテーション（※4）	
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
第1号通所事業	訪問系事業所
訪問介護（夜間対応型を含む。）	
訪問入浴介護	
訪問看護（※5）	
訪問リハビリテーション（※4、※5）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
福祉用具貸与	
特定福祉用具販売	
居宅介護支援	訪問系事業所
第1号訪問事業	

※1 老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という。）第29条に規定する有料老人ホームに該当し、北九州市長に設置の届出を行っているものに限る。

※2 法第29条に規定する有料老人ホームに該当し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定による登録を受けているものに限る。

※3 空床利用型を除く。

※4 介護老人保健施設に併設しているものに限る。

※5 北九州市が指定した事業所に限る。

別表2（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法関係）

サービス種別	区分
療養介護	入所系事業所
施設入所支援	
共同生活援助	
短期入所（※1）	
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	
福祉ホーム	
生活介護	通所系事業所 ①
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
児童発達支援センター	通所系事業所 ②
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
地域活動支援センター	
小規模共同作業所	訪問系事業所
居宅介護	
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
地域移行支援	
地域定着支援	
計画相談支援	
障害児相談支援	
補装具（販売、貸付、修理）（※2）	
日常生活用具給付（※2）	

※1 空床利用型を除く。

※2 事業所とは、北九州市と補装具費代理受領契約、日常生活用具給付等事業委託契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が北九州市内にあるものに限る。

別表3（生活保護法及び社会福祉法関係）

サービス種別	区 分
救護施設	入所系事業所
無料低額宿泊所	宿 泊 所

別表4

区 分		単 価
事業種別	電気契約種別	
入所系事業所	高圧	定員1人当たり 23,600円
	—	定員1人当たり 24,600円
通所系事業所	高圧	定員1人当たり 8,700円
	—	定員1人当たり 8,300円
訪問系事業所	—	1事業所当たり 14,200円
宿泊所	高圧	定員1人当たり 2,800円
	—	定員1人当たり 3,800円

別表5

区 分		単 価
事業 種別	電気契 約種別	
入所系 事業所	高圧	定員1人当たり 23,600円
	—	定員1人当たり 24,600円
通所系 事業所 ①	高圧	定員1人当たり 8,700円
	—	定員1人当たり 8,300円
通所系 事業所 ②	高圧	定員1人当たり 1,800円
	—	定員1人当たり 1,400円
訪問系 事業所	—	1事業所当たり 14,200円